

(記者発表資料／プレスリリース) 兵庫県川西市

発表日：2024年8月14日(水)

担当課：介護保険課

連絡先：(直通) 072-740-1148

【タイトル(件名)】

特別徴収(年金天引き)が開始できなかったことによる介護保険料及び後期高齢者医療保険料の徴収方法の変更について

【概要】

令和6年8月から特別徴収(年金天引き)で納付する予定としていた介護保険料及び後期高齢者医療保険料について、事務処理に誤りがあり、特別徴収が開始できなくなったことが令和6年8月13日(火曜日)に判明したことから、令和6年8月分の特別徴収の保険料を納付書での納付をお願いするもの。

【詳細】

特別徴収を開始するには、日本年金機構へデータを送信する必要があるが、介護保険料の令和6年8月分の特別徴収開始データを日本年金機構へ送付する際にデータに不備があり特別徴収を開始することができなくなりました。

また、後期高齢者医療保険料の特別徴収は、介護保険料が特別徴収されていることが条件であるため、同様に特別徴収が開始できなくなりました。

対象者は介護保険料で339人で、その内、後期高齢者医療保険料も対象となる者は26人となっています。

対象者への対応としては、徴収方法を特別徴収から普通徴収へ変更し、令和6年8月分として特別徴収する予定であった金額について、普通徴収として第2期(8月分)と第3期(9月)に分けた納付書を送付し、金融機関等で納付するようお願いしていきます。

また、令和6年10月分以降の特別徴収には影響ありません。

なお、徴収方法変更による手数料等はなく、年間の保険料合計金額に変更はありません。

これを受けた越田謙治郎(こしだ けんじろう)川西市長のコメント

「該当する339名の皆様には、ご迷惑をおかけし、深くお詫び申し上げます。今後こういったことのないよう、再発防止に向けて対応策を設けるとともに、信頼回復に向けて日々取り組んでまいります。」